

子ども・子育て支援新制度に関する各種基準を定める条例（案）の概要

資料⑥

1 条例制定の背景

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援の新たな制度（以下「新制度」という。）が創設された。

新制度において、子どもの処遇にあたる職員等の資格要件や、配置に関する基準、施設や事業の設備及び運営の基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例等で定めることとされている。

2 魚津市が定める条例

- I 「地域型保育事業」の「認可」のための設備及び運営の基準
「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」の設備及び運営の基準

施設・事業		設備	給付	
		認可	確認	
教育・保育施設	認定こども園	都道府県 *一部指定都市、中核都市	市町村 条例（2）	
	幼稚園	都道府県		
	保育所	都道府県		
地域型保育事業	家庭的保育事業	市町村 条例（1）		「認可に関する基準」と「確認に関する基準」を魚津市が条例で定める必要がある
	小規模保育事業			
	居宅訪問型保育事業			
	事業所内保育事業			

[認可] 目的に合致した設備基準等を満たしているか [確認] 支給対象施設・事業であるか

「認可」 人員配置や面積など施設・事業に必要な基準を満たしているか
「確認」 会計処理や情報公開などの基準を満たし、給付対象施設・事業者として適格かどうか

- II 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準

条例（3）

3 基準の基本的な考え方

- ・ 条例を定めるに当たっては、国の政省令で定められる「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」に従って定めることが義務付けられている。
- ・ 魚津市が定める基準（案）については基本的に国の基準を基本とする。ただし、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準については、現に基準を下回る放課後児童クラブが存在するため、経過措置を設ける。

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌（比べ合わせて、良い方をとること）した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

(1) (仮称) 魚津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

新制度において、小規模保育事業（利用定員6人以上19人以下）、家庭的保育事業（利用定員5人以下）、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの事業を「地域型保育事業」として市町村による認可事業に位置づけられた

類型	内容
家庭的保育事業 (定員5人以下)	家庭的な雰囲気のもと、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施
小規模保育事業 (定員6～19人)	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を実施 A型（保育所分園に近いもの） B型（保育所分園と家庭的保育の中間的なもの） C型（家庭的保育に近いもの）
居宅訪問方保育事業	保育を必要とすることの居宅において1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施
事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として保育を実施。地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

根拠規定：児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項及び2項

従うべき基準	・ 職員の資格、員数、乳幼児の適切な処遇の確保、安全確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの
参酌すべき基準	上記以外の項目

(2) (仮称) 魚津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可を受けていることを前提に、施設や事業者からの申請に基づき、市町村が施設及び事業の類型に従い、市町村計画に照らし合わせ、利用定員を定めた上で給付対象となる施設であることを確認し、給付費を支払うことになる

根拠規定：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第2項及び第46条第2項

従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員 ・施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの
参酌すべき基準	上記以外の項目

(3) (仮称) 魚津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

根拠規定：児童福祉法第34条の8の2第1項

従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員（指導員）の資格、員数
参酌すべき基準	上記以外の項目

項目	国基準	本市基準案
支援の単位の規模 【参】	<ul style="list-style-type: none"> ・「支援の単位」を構成する児童数は、おおむね40人以下とする。 	経過措置を設ける
施設・設備 【参】	<ul style="list-style-type: none"> ・専用区画（遊び及び生活の場としての機能、静養のための機能を備えた区画）を設け、支援に必要な設備・備品等を備える。 ・専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65㎡以上を確保する。 ・専用区画や設備備品等は、回書している時間帯を通じて専用とするが、児童の支援に支障がない場合は、この限りではない。 	経過措置を設ける

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(国基準)に対する魚津市の考え方

資料⑦

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
目的等	最低基準の目的	第3条		<ul style="list-style-type: none"> ○ 最低基準は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障する。 ○ 市町村は、最低基準を常に向上させるように務める。 	国の基準どおり。
共通の事項	最低基準と家庭的保育事業者等	第4条		<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 ○ 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。 ○ 市町村長は、<u>その管理に属する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)</u>に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 	国の基準どおり。 (本市は市町村児童福祉協議会を設置していないため、「児童の保護者その他の児童福祉に係る当事者」とする。)
	家庭的保育事業者等の一般原則	第5条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 ○ 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ○ 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ○ 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 ○ 家庭的保育事業所等には、児童福祉法(以下「法」という。)に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 ○ 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 	国の基準どおり。

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
共通の事項	保育所等との連携	第6条	従うべき基準	<p>○ 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を除く)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。<u>ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいては、この限りでない。</u></p> <p>(支援内容)</p> <p>① 集団保育の機会の設定。相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと</p> <p>② 必要に応じて、代替保育を提供すること。</p> <p>③ 当該保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>	国の基準どおり。 (本市には、連携施設の確保が著しく困難である離島その他の地域の該当がない。)
	家庭的保育事業者等と非常災害	第7条	参酌すべき基準	<p>○ 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>○ 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。</p>	国の基準どおり。
	家庭的保育事業者等の職員の一般的要件	第8条	参酌すべき基準	○ 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。	国の基準どおり。
	家庭的保育事業者等の職員の知識向上等及び技能の	第9条	参酌すべき基準	<p>○ 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>○ 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	国の基準どおり。
	他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	第10条	参酌すべき基準 【ただし書き以下従うべき基準】	○ 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。	国の基準どおり。

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
共通の事項	利用乳幼児を平等に取り扱う原則	第11条	従うべき基準	○ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	国の基準どおり。
	虐待等の禁止	第12条	従うべき基準	○ 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	国の基準どおり。
	懲戒に係る権限の濫用	第13条	従うべき基準	○ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	国の基準どおり。
	衛生管理等	第14条	参酌すべき基準	○ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ○ 家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努めなければならない。 ○ 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 ○ 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ○ 居宅訪問型保育事業者は、当該居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	国の基準どおり。
	食事	第15条	従うべき基準	○ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。 ○ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 ○ 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 ○ 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 ○ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	国の基準どおり。

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
共通の事項	食事の提供の特例	第16条	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 搬入施設において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合においてもなお調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 ○ 搬入施設 <ul style="list-style-type: none"> ① 連携施設 ② 同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 ③ 学校給食法に規定する義務教育諸学校又は共同調理場(家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって①②に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業を行う場合に限る。) 	<p>国の基準どおり。</p> <p>(本市には、連携施設の確保が著しく困難である離島その他の地域の該当がない。)</p>
	利用乳幼児及び職員健康診断	第17条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 ○ 家庭的保育事業者等は、利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる ○ 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は措置を解除し又は停止する等必要な手続をとることを勧告しなければならない ○ 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。 	<p>国の基準どおり。</p>
	家庭的保育事業所等内部の規程	第18条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次に関する規程を定めておかななければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 提供する保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥ 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ⑦ 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他重要事項 	<p>国の基準どおり。</p>

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
共通の事項	家庭的保育事業所等に備える帳簿	第19条	参酌すべき基準	○ 家庭的保育事業所等は、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない	国の基準どおり。
	秘密保持等	第20条	従うべき基準	○ 家庭的保育事業等の職員及び家庭的保育事業所等管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ○ 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	国の基準どおり。
	苦情への対応	第21条	参酌すべき基準	○ 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ○ 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	国の基準どおり。
家庭的保育事業	設備の基準	第22条	参酌すべき基準 【調理設備に係る部分のみ従うべき基準】	○ 家庭的保育事業は、市町村長が適当と認める場所で実施する ① 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 ② 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9㎡(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積)以上であること。 ③ 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。 ④ 衛生的な調理設備及び便所を設けること。 ⑤ 屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。)があること。 ⑥ 庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上であること。 ⑦ 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。	国の基準どおり。
	職員	第23条	従うべき基準	○ 次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 ① 調理業務の全部を委託する場合 ② 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合	国の基準どおり。

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
家庭的保育事業	職員			<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭的保育者は、市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって次のいずれにも該当するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 ② 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者 ○ 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。)とともに保育する場合には、5人以下とする。 	
	保育時間	第24条	参酌すべき基準	○ 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)が定めるものとする。	国の基準どおり。
	保育の内容	第25条	従うべき基準	○ 家庭的保育事業者は、厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	国の基準どおり。
	保護者との連絡	第26条	参酌すべき基準	○ 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	国の基準どおり。
小規模保育事業A型	小規模保育事業の区分	第27条	従うべき基準	○ 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	国の基準どおり。
	設備の基準	第28条	参酌すべき基準 【調理設備に係る部分のみ従うべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室(1人につき3.3㎡以上であること)、調理設備及び便所を設けること。 ○ 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室(1人につき1.98㎡以上であること)、屋外遊戯場(1人につき3.3㎡以上であること)(代替地含む。)、調理設備及び便所を設けること。 ○ 保育に必要な用具を備えること。 ○ 乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備が備わっているものとする。 	国の基準どおり。

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
小規模保育事業A型	職員	第29条	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 ○ 保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 乳児おおむね3人につき1人 ② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ④ 満4歳以上の児童おおむね30人につき1人 ○ 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。 	国の基準どおり。
	準用	第30条	従うべき基準 第25条 参酌すべき基準 第24条 第26条	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。 	国の基準どおり。
小規模保育事業B型	職員	第31条	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模保育事業B型には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 ○ 保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 乳児 おおむね3人につき1人 ② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ④ 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 ○ 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 	国の基準どおり。

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
小規模保育事業B型	準用	第32条	従うべき基準 第25条 第28条 参酌すべき基準 第24条 第26条 第28条	○ 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。 ※第28条は調理設備に係る部分のみ従うべき基準	国の基準どおり。
小規模保育事業C型	設備の基準	第33条	参酌すべき基準 【調理設備に係る部分のみ従うべき基準】	○ 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、(1人につき3.3㎡以上であること)調理設備及び便所を設けること。 ○ 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室(1人につき3.3㎡以上であること)、屋外遊戯場(1人につき3.3㎡以上であること)(代替地含む。)、調理設備及び便所を設けること。 ○ 乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備が備わっているものとする。 ○ 保育に必要な用具を備えること。	国の基準どおり。
	職員	第34条	従うべき基準	○ 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 ○ 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。	国の基準どおり。
	利用定員	第35条	従うべき基準	○ 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。	国の基準どおり。

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
小規模保育事業C型	準用	第36条	従うべき基準 参酌すべき基準 第24条 第26条	○ 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。こ	国の基準どおり。
居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業	第37条	従うべき基準	○ 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 ① 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ② 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 ③ 児童福祉法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育 ④ 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育 ⑤ <u>離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育</u>	国の基準どおり。 (本市には、連携施設の確保が著しく困難である離島その他の地域の該当がない。)
	設備及び備品	第38条	参酌すべき基準	○ 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	国の基準どおり。
	職員	第39条	従うべき基準	○ 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。	国の基準どおり。
	居宅訪問型保育連携施設	第40条	従うべき基準	○ 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。 <u>ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</u>	国の基準どおり。 (本市には、連携施設の確保が著しく困難である離島その他の地域の該当がない。)

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
区分 居宅訪問型 保育事業	準用	第41条	従うべき 基準 第25条 参酌すべ き基準 第24・26条	○ 第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。	国の基準どおり。
事業所内 保育事業	利用定員の設定	第42条	参酌すべ き基準	事業所内保育事業は、【別表1】に掲げる利用定員の区分に応じそれぞれ同表に定めるその他の乳児又は幼児の定員枠を設けなければならない。	国の基準どおり。
	（保育所型 事業所内 保育事業） 設備の基準	第43条	参酌すべ き基準 【調理室に 係る部分の み従うべき 基準】	○ 定員20人以上を「保育所型事業所内保育事業」という ○ 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室(1人につき1.65㎡以上であること)又はほふく室(1人につき3.3㎡以上であること)、医務室、調理室(保育所型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設けること。 ○ 満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室(1人につき1.98㎡以上であること)、屋外遊戯場(代替地含む。1人につき3.3㎡以上であること)、調理室(保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設けること。 ○ 保育に必要な用具を備えること。 ○ 乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備が備わっているものとする。	国の基準どおり。
	職員	第44条	従うべき 基準	○ 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 ○ 保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。	国の基準どおり。

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
事業所内保育事業	職員 (保育所型事業所内保育事業)			<ul style="list-style-type: none"> ① 乳児おおむね3人につき1人 ② 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人 ③ 満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人 ④ 満4歳以上の児童おおむね30人につき1人 <p>○ 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を一人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	
	連携施設に関する特例	第45条	従うべき基準	○ 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。	国の基準どおり。
	準用	第46条	従うべき基準 第25条 参酌すべき基準 第24・26条	○ 第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。 この場合において、	国の基準どおり。
	職員 職員 (小規模事業所内保育事業)	第47条	従うべき基準	<p>○ 定員19人以下を「小規模型事業所内保育事業」という</p> <p>○ 小規模型事業所内保育事業所(利用定員19人以下)には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>○ 保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 乳児おおむね3人につき1人 ② 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人 ③ 満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人 ④ 満4歳以上の児童おおむね30人につき1人 <p>○ 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を一人に限り、保育士とみなすことができる</p>	国の基準どおり。

区分	項目		条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
事業所内保育事業	(小規模事業所内保育事業)	準用	第48条	従うべき基準 第25条 第28条の参酌すべき基準 第24条 第26条 第28条	○ 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。	国の基準どおり。
その他	施行期日		附則第1条	—	○ この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日とする。	国の基準どおり。
	食事の提供の経過措置		附則第2条	従うべき基準	○ この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は調理設備、食事の提供方法や調理員の配置の規定について適用しないことができる。	国の基準どおり。
	連携施設に関する経過措置		附則第3条	従うべき基準	○ 連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、施行日から起算して5年を経過するまでの間、確保しないことができる。	国の基準どおり。
	小規模保育事業B型に関する経過措置		附則第4条	従うべき基準	○ 家庭的保育事業に規定する家庭的保育者、家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過するまでの間、小規模保育事業B型、小規模型事業所内保育事業に規定する保育従事者とみなす。	国の基準どおり。
	利用定員に関する経過措置		附則第5条	従うべき基準	○ 小規模保育事業C型にあっては、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。	国の基準どおり。

【別表1】第42条関係

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(国基準)に対する魚津市の考え方

資料⑧

特定教育・保育施設の運営に関する基準

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
利用定員	定員	第4条	従うべき基準	○ 認定こども園、保育所の利用定員は20人以上とする。 * 幼稚園は特に定めなし。	国の基準どおり。
	区分	第4条	従うべき基準	○ 認定こども園は、1・2・3号認定こどもの区分ごとに利用定員を定める。3号は更に0歳・1～2歳に区分する。 ○ 幼稚園は、1号認定こどもの利用定員を定める。 ○ 保育園は、2・3号認定こどもの区分ごとに利用定員を定める。3号は更に0歳・1～2歳に区分する。	
運営に関する基準	利用者への説明、同意	第5条	従うべき基準	○ 利用申し込み者に対し、運営規定の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。	国の基準どおり。
		第5条	参酌すべき基準	○ 利用申込者からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、文書に期すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、文書を交付したものとみなす。	
	応諾義務	第6条	従うべき基準	○ 利用者の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。	国の基準どおり。
	選考	第6条	従うべき基準	○ 利用定員を上回る申込みがあった場合は、以下のとおり選考しなければならない。 ① 1号認定こどもは、抽選、申込み順、設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考する。 ② 2・3号認定こどもは、保育の必要性の程度、及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考する。 (選考の方法をあらかじめ明示した上で選考を行わなければならない)	
			参酌すべき基準	○ 自らが適切な教育・保育を提供することが困難な場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。	

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
運営に関する基準	あっせん、調整、要請への協力	第7条	従うべき基準	○ 特定教育・保育施設の利用について、市が行うあっせん、調整、要請に対し、できる限り協力しなければならない、	国の基準どおり。
	受給資格等の確認	第8条	参酌すべき基準	○ 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証の確認(支給認定の有無、有効期間等)を行うものとする。	国の基準どおり。 ※
	支給認定申請の援助	第9条	参酌すべき基準	○ 支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合には、当該申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。 ○ 支給認定の変更申請が必要な際は、有効期間の満了日の30日前までに申請が行われるよう、必要な援助を行う。	国の基準どおり。 ※
	心身の状況等の把握	第10条	参酌すべき基準	○ 特定教育・保育の提供に当たっては、心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に務めなければならない。	国の基準どおり。
	小学校等との連携	第11条	参酌すべき基準	○ 特定教育・保育施設の利用終了に際して、小学校等に円滑に接続できるよう、密接な連携に務めなければならない。	国の基準どおり。 ※
	特定教育・保育の記録	第12条	参酌すべき基準	○ 特定教育・保育の提供日、内容等を記録しなければならない。	国の基準どおり。 ※
	利用者負担額等の受領	第13条	従うべき基準	○ 特定教育・保育施設は、保護者から利用者負担額の支払を受ける。 ○ 特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる場合、利用者負担額に上乗せして徴収をすることができる。 ○ 上記のほか、次の費用を徴収することができる。 ① 日用品、文房具等の購入に要する費用 ② 行事への参加に要する費用 ③ 食事の提供に要する費用 ④ 施設に通う際に提供される便宜に要する費用(通園バス) ⑤ その他、保護者に負担させることが適当と認められるもの ○ 支払いを受けた場合は領収書を交付しなければならない。 ○ 特定教育・保育施設は、金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得なければならない。	国の基準どおり。
	施設型給付等の額に係る通知等	第14条	参酌すべき基準	○ 特定教育・保育施設は法定代理受領により施設型給付の支給を受けた場合は、保護者に対し当該保護者に係る施設型給付の額を通知しなければならない。	国の基準どおり。 ※

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
運営に関する基準	取扱方針	第15条	従うべき基準	○ 特定教育・保育施設は、次の区分ごとに定めるものに基づき、特定教育・保育を提供する。 ① 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ② 上記以外の認定こども園 幼稚園教育要領、保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ③ 幼稚園 幼稚園教育要領 ④ 保育所 保育所保育指針(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針)	国の基準どおり。
	評価	第16条	参酌すべき基準	○ 提供する特定教育・保育の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。 ○ 定期的に保護者等又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図るよう務めなければならない。	国の基準どおり。
	相談及び援助	第17条	参酌すべき基準	○ 特定教育・保育施設は、常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に務め、子ども又はその保護者に対し、相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	国の基準どおり。 ※
	緊急時等の対応	第18条	参酌すべき基準	○ 職員は、特定教育・保育の提供を行っているときに子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	国の基準どおり。 ※
	市町村への通知	第19条	参酌すべき基準	○ 保護者が偽りその他の不正な行為によって施設型給付の支給を受け、又は受けようとした場合は意見を付してその旨を市に報告しなければならない。	国の基準どおり。 ※
	運営規定	第20条	参酌すべき基準	○ 施設の運営についての下記に掲げる重要事項を定める運営規定を定めておかななければならない。 ① 施設の目的及び運営の方針 ② 提供する特定教育・保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤ 利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及び額 ⑥ 区分ごとの利用定員 ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項、利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方針	国の基準どおり。

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
運営に関する基準				㊟ 非常災害対策 ㊠ 虐待の防止のための措置に関する事項 ㊡ その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	
	勤務体制	第21条	参酌すべき基準	○ 適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。 ○ 職員の資質の向上のためにその研修の機会を確保しなければならない。	国の基準どおり。
	利用定員の遵守	第22条	参酌すべき基準	○ 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。	国の基準どおり。
	掲示	第23条	参酌すべき基準	○ 特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の洗濯に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	国の基準どおり。 ※
	平等に取り扱う原則	第24条	従うべき基準	○ 子どもの国籍・信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かにより、差別的扱いをしてはならない。	国の基準どおり。 ※
	虐待等の禁止	第25条	従うべき基準	○ 職員は、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	国の基準どおり。 ※
	権限の濫用禁止	第26条	従うべき基準	○ 特定教育・保育の管理者は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	国の基準どおり。 ※
	秘密保持、個人情報保護	第27条	従うべき基準	○ 職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ○ 職員であったものが正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ○ 小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して子どもに関する情報を提供する際には、保護者の同意を得ておかなければならない。	国の基準どおり。 ※
情報の提供等	第28条	参酌すべ	○ 保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよ	国の基準どおり。	

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
運営に関する基準			き基準	うに、特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう務めなければならない。 ○ 広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	※
	利益供与等の禁止	第29条	参酌すべき基準	○ 小学校就学前子ども又はその家族を紹介する又は受けることの対償として、金品その他の財産上の利益を收受又は供与してはならない。	国の基準どおり。 ※
	苦情解決等	第30条	参酌すべき基準	○ 苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置等、必要な措置を講じなければならない。 ○ 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。 ○ 特定教育・保育に関して市が行う報告又は市の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。	国の基準どおり。 ※
	地域との連携等	第31条	参酌すべき基準	○ 運営に当たっては、地域との交流に務めなければならない。	国の基準どおり。 ※
	事故発生の防止及び発生時の対応	第32条	従うべき基準	○ 事故発生(再発)を防止するための措置を講じなければならない。 ① 事故が発生した場合の対応、事故発生防止のための指針を整備すること。 ② 事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。 ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 ○ 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ○ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ○ 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行わなければならない。	国の基準どおり。 ※
	会計の区分	第33条	参酌すべき基準	○ その他の事業の会計と区分しなければならない。	国の基準どおり。 ※
	運営	記録の整備	第34条	参酌すべ	○ 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
区分に関する基準			き基準	○ 次の記録を整備し、5年間保存しなければならない。 ① 特定教育・保育の提供に当たっての計画 ② 提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録 ③ 市町村への通知に係る記録 ④ 苦情内容の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	
特別施設方給付費に関する基準	特別利用保育の基準	第35条	従うべき基準	○ 保育所が1号認定子どもに特別利用保育を提供する場合は、都道府県が条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならない。 ○ 特別利用保育に係る子どもと法第19条第1項第2号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。	国の基準どおり。
	特別利用教育の基準	第36条	従うべき基準	○ 幼稚園が2号認定子どもに特別利用教育を提供する場合は、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守しなければならない。 ○ 特別利用を提供する際には、特別利用教育に係る子どもと法第19条第1項第1号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。	国の基準どおり。

特定地域型保育事業の運営に関する基準

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
利用定員	定員	第37条	従うべき基準	○ 特定地域型保育事業の利用定員は以下のとおりとする。 ① 家庭的保育事業 1～5人 ② 小規模保育事業A型、B型 6～19人 ③ 小規模保育事業C型 6～10人 ④ 居宅訪問型保育事業 1人	国の基準どおり。
	区分	第37条	従うべき基準	○ 上記定員は、事業所ごとに満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。	
	利用者への説明、同意	第38条	従うべき	○ 利用申し込み者に対し、運営規定の概要、連携施設の種類の種類、職員の勤務体制等の	国の基準どおり。

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
運営に関する基準			基準	重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定地域型保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。	
	応諾義務	第39条	従うべき基準	○ 利用者の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。	国の基準どおり。
	選考	第39条	従うべき基準	○ 利用申込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合は、保育の必要性の程度、家族等の状況を勘案し、保育の必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。	
			参酌すべき基準	○ 自らが適切な地域型保育を提供することが困難な場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。	
	あっせん、調整、要請への協力	第40条	従うべき基準	○ 特定地域型保育事業の利用について、市が行うあっせん、調整、要請に対し、できる限り協力しなければならない。	国の基準どおり。
	心身の状況等の把握	第41条	参酌すべき基準	○ 特定地域型保育の提供に当たっては、心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に務めなければならない。	国の基準どおり。
	特定教育・保育施設等との連携	第42条	従うべき基準	○ 特定地域型保育事業者(居宅型保育事業を行うものを除く。)は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。(利用定員が20人以上の事業所内事業を行うものを除く。)ただし、 <u>離島その他の地域であって、連携する施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいてはこの限りでない。</u> ○ 居宅訪問型事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし、 <u>離島その他の地域であって、連携する施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいてはこの限りでない。</u>	国の基準どおり。 (本市には、連携施設の確保が著しく困難である離島その他の地域の該当がない。)
参酌すべき基準			○ 特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等との密接な連携に務めなければならない。	国の基準どおり。	
利用者負担額等の受	第43条	従うべき	○ 特定地域型保育事業者は、保護者から利用者負担額の支払を受ける。	国の基準どおり。	

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
運営に関する基準	領		基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定地域保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる場合、利用者負担額に上乗せして徴収をすることができる。 ○ 上記のほか、次の費用を徴収することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 日用品、文房具等の購入に要する費用 ② 行事への参加に要する費用 ③ 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用(通園バス) ④ その他、保護者に負担させることが適当と認められるもの ○ 支払いを受けた場合は領収書を交付しなければならない。 ○ 特定地域型保育事業者は、金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得なければならない。 	
	取扱方針	第44条	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉施設の設備及び運営基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、乳幼児の心身の状況等に応じて特定地域型保育の提供を行わなければならない。 	国の基準どおり。
	評価	第45条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提供する特定地域型保育の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。 ○ 定期的に保護者等又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図るよう務めなければならない。 	国の基準どおり。
	運営規定	第46条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の運営についての下記に掲げる重要事項を定める運営規定を定めておかななければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 提供する特定地域型保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤ 利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及び額 ⑥ 利用定員 ⑦ 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項、利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方針 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項 	国の基準どおり。
	勤務体制の確保等	第47条	参酌すべ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な特定地域型保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めて置か 	国の基準どおり。

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
運営に関する基準			き基準	なければならない。 ○ 職員の資質の向上のためにその研修の機会を確保しなければならない。	
	利用定員の遵守	第48条	参酌すべき基準	○ 利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。	国の基準どおり。
	記録の整備	第49条	参酌すべき基準	○ 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ○ 次の記録を整備し、5年間保存しなければならない。 ① 特定地域型保育の提供に当たっての計画 ② 提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録 ③ 市町村への通知に係る記録 ④ 苦情内容の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	国の基準どおり。
	準用	第50条		○ 特定教育・保育施設の(※)印の規定については、特定地域型保育事業について準用する。	国の基準どおり。
特別地域型保育給付費に関する基準	特別利用保育の基準	第51条	従うべき基準	○ 特定地域型保育事業者が1号認定子どもに特別利用地域型保育を提供する場合は、市が条例で定める地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ○ 特別利用地域型保育を提供する際には、特別利用地域型保育に係る子どもと法第19条第1項第2号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。	国の基準どおり。
	特別利用教育の基準	第52条	従うべき基準	○ 特定地域型保育事業者が2号認定子どもに特別利用地域型保育を提供する場合は、市が条例で定める地域型保育事業の基準を遵守しなければならない。 ○ 特別利用地域型保育を提供する際には、特別利用地域型保育に係る子どもと法第19条第1項第1号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。	国の基準どおり。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(国基準)に対する魚津市の考え方

資料⑨

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
目的等	最低基準の目的	第3条	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最低基準は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 ○ 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。 	国の基準どおり。
	最低基準と放課後児童健全育成事業	第4条	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 ○ 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を理由として設備運営を低下させてはならない。 ○ 市長は、<u>児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉にかかる当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</u> 	<p>国の基準どおり。</p> <p>(本市は市町村児童福祉協議会を設置していないため、「児童の保護者その他の児童福祉に係る当事者」とする。)</p>
施設設備に関する基準	設備の基準	第9条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ○ 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。 ○ 専用区画並びに設備及び備品等は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 ○ 専用区画等は、衛生及び安全を確保されたものでなければならない。 	※現在、1.65㎡未満の専用区画があることから、経過措置を設ける
職員に関する基準	放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要	第7条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のあり、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。 	国の基準どおり。
	放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等	第8条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員は自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ○ 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 	国の基準どおり。

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
職員に関する基準	職員	第10条	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。 ○ 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ① 保育士の資格を有する者 ② 社会福祉士の資格を有する者 ③ 高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ④ 教員免許を有する者(幼稚園、小学校、中学校、高校) ⑤ 大学、大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑥ 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者 ⑦ 高卒等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの 	国の基準どおり。
			参酌すべき基準	○ 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、 <u>おおむね40人以下とする。</u>	※現在、40人を超える放課後児童クラブがあることから、経過措置を設ける。
			従うべき基準	○ 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	国の基準どおり。
運営に関する基準	放課後児童健全育成事業者の一般	第5条	参酌すべき基準	○ 放課後児童健全育成事業における支援は、 <u>小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</u>	※小学校に就学している児童全員を対象とするのか
				○ 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに一人一人の	

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
運営に関する基準				<p>人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ○ 放課後児童健全育成事業者は、運営の内容について、自ら評価を行い、結果を公表するよう努めなければならない。 ○ 放課後児童健全育成事業所の構造設備は、利用者の保健衛生及び危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 	
	放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	第6条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 ○ 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。 	国の基準どおり。
	利用者を平等に取り扱う原則	第11条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。 	国の基準どおり。
	虐待等の禁止	第12条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 	国の基準どおり。
	衛生管理等	第13条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。 ○ 放課後児童健全育成事業者は、感染症、食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ○ 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品、医療品を備え、管理を適正に行わなければならない。 	国の基準どおり。

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
運営に関する基準	運営規程	第14条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 職員の職種、員数及び職務の内容 ③ 開所している日及び時間 ④ 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ⑤ 利用定員 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ 事業の利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他事業の運営に関する重要事項 	国の基準どおり。
	放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	第15条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 	国の基準どおり。
	秘密保持等	第16条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ○ 職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 	国の基準どおり。
	苦情への対応	第17条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童健全育成事業者は、行った支援に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、必要な措置を講じなければならない。 ○ 放課後児童健全育成事業者は、市から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ○ 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。 	国の基準どおり。

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
運営に関する基準	開所時間及び日数	第18条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開所する時間について、次の区分に応じ、定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 小学校の授業の休業日 1日につき8時間 ◎ 小学校の授業の休業日以外の日 1日につき3時間 ○ 開所する日数は、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。 	国の基準どおり。
	保護者との連絡	第19条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 	国の基準どおり。
	関係機関との連携	第20条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。 	国の基準どおり。
	事故発生時	第21条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ○ 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 	国の基準どおり。
その他	施行期日	附則第1条	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。 	—
	職員の経過措置	附則第2条	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。 	国の基準どおり。